

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例施行規則一部改正（案）の概要

	改正条項	改正状況	改正事項	内容
①	第9条第5項	追加	事業内容の変更の 手続	<p>事業者が次に掲げる事業内容の変更を行う場合、取下願書の提出を行い、新たな太陽光発電設備設置事業として事前届出書の提出を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 事業区域の位置の変更(2) 当初計画の10分の1を超える事業区域の面積の増加(3) 明らかに当初の事業計画とは異なる内容であると市長が認める変更